

第

214

号

READAS

リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(1994年) 平成6年 11月15日 火曜日

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

社長夫人がヘソクリで自社株を買ったら

Q: 私は同族会社のオーナー社長ですが、妻にも自社株を持たせたいと思います。妻のヘソクリで購入した場合、何か問題はありますか。

A: そのヘソクリが真に妻のものであれば問題はないでしょうが、実質は社長のものではないかと思われる性質のヘソクリであれば社長から妻への贈与として贈与税の問題が生じます。

真に妻のものであるかどうかは事実認定によりますので、預金の真実の所有者は誰かについては、その預金の原資は何か、その預金の印鑑・通帳の管理状況、預金利子の収受状況などから判断することになります。

よって、ヘソクリの基となった資金の性質、いままでの経過などから総合的に判断に勘案して、真に妻のものであるということであれば問題はないことになります。

購入にあたっては時価で売買しなければなりません。その株式の時価よりも低い価額で購入した場合には、次のように取り扱われます。

(1) 譲渡人が法人の場合

時価の購入価額との差額は「一時所得」として所得税の課税対象となります。

(2) 譲渡人が個人の場合

その株式の相続税評価額と購入価額との差額に相当する金額を譲渡人から贈与を受けたものとして、贈与税の課税対象となります。

